

# 全国鐵構工業 厚生年金基金 遺族一時金裁定請求書

厚生年金基金 御中

厚生年金基金規約に基づき、下記のとおり裁定請求いたします。

請求日 平成 年 月 日

請求者	加入員番号	<input type="checkbox"/> ←亡くなられた方の加入員証より右づめで記入してください。									
	フリガナ										
	氏名	印					生 年 月 日	性別	続柄		
	住所	郵便番号	都道府県			市 郡	区	電話番号			

受取方法	フリガナ										
	銀行振込	<input type="checkbox"/> 口座種類 総合は普通に記入	<input type="checkbox"/> 口座番号 店番号を除いて記入	<input type="checkbox"/> 口座名義	<input type="checkbox"/> 郵便払出 ←郵便払出証書による郵便局窓口での受取りをご希望の場合、 ○印を記入してください。	銀行 <input type="checkbox"/> 信託銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> その他	本店出張所				
	郵便振替										

亡くなられた方	フリガナ										
	氏名	印					生 年 月 日	性別			
	年金証書番号	亡くなられた日 平成 年 月 日									

氏名	生 年 月 日	続柄
	<input type="checkbox"/> 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 年 月 日	

←亡くなられた当時、亡くなられた方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹を全員記入してください。

(注) 遺族一時金の支給を受けることができる者の順位は、亡くなられた方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。  
 自分より先順位者がある場合は、一時金の支払を受けることができません。なお、同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のため、その金額についてしたものとみなし、その1人に対してした支払は全員に対してしたものとみなされます。

(生計同一証明) (注) 証明は、民生委員、町内会長、事業主、社会保険委員、家主などの第三者から受けてください。  
 上記の者が亡くなられた方と生計を同じくしていたことを証明する。

平成 年 月 日

証明者

住所

職名

氏名

印

(添付書類)

1. 基金の加入員証または基金の年金証書 (添付できないときは、その理由書)。
2. 亡くなられたことを証明する書類。(医師による死亡診断書、除籍謄本など)
3. 亡くなられた方と請求者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の謄本もしくは抄本。

(記入上の注意点)

1. 受取方法はなるべく銀行振込をご指定ください。なお、この場合の振込先は銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協の口座に限られ、また、口座名義人がご請求者本人のものにしてください。

基金記入欄	(受付口付け)	取 扱 印	内 容 点 検	添 付 書 類	記 録 確 認	受 給 資 格 確 認
						有 ・ 無